

岩手県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
しりと内科循環器科クリニック	久慈市田屋町第1地割35番地1	平成24年3月1日
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原31番地	平成24年4月1日
茂木内科医院	北上市本通り一丁目7番12号	〃
釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	〃
及川薬局けいとく店	奥州市水沢区佐倉河字慶徳26番地2	〃
千田内科クリニック	奥州市前沢区向田一丁目16番地3	平成24年4月5日
かじかわクリニック	奥州市水沢区佐倉河字慶徳26番地1	平成24年4月17日